

公 告

中部アイティ産業健康保険組合
理事長 鈴木 勉

平成 24 年度の一般保険料率の改定について

平成 24 年 2 月 13 日に開催した第 17 回組合会において、中部アイティ産業健康保険組合の一般保険料率を改定することに決定し、東海北陸厚生局より認可されたので下記により公告します。

記

1. 改定後の保険料率 95.00/1000 (現行 93.40/1000)
 - (1) 一般保険料率 93.70/1000 (現行 92.10/1000)
 - 内訳 基本保険料率 45.36/1000 (現行 54.76/1000)
 - 特定保険料率 48.34/1000 (現行 37.34/1000)
 - ※特定保険料率は、一般保険料率のうち、高齢者医療などへの支援金に充てるための保険料率です。
 - (2) 調整保険料率 1.30/1000 (改定なし)

2. 負担割合
 - 事業主 : 50% (47.50/1000)
 - 被保険者 : 50% (47.50/1000)

3. 適用期間 平成 24 年 3 月保険料 (4 月徴収分) ~ 平成 25 年 2 月保険料 (3 月徴収分)

以上